

貨物概要

プラスチック製透明容器に浄水用カートリッジが組み込まれたポット型浄水器で、ろ過材（活性炭、イオン交換体）により遊離残留塩素・総トリハロメタン・溶解性鉛・カビ臭・農薬を除去し、水（飲料水）を清浄するもの。

分類

関税率表第 8421.21 号（統計番号 8421.21-000）の液体のろ過機又は清浄機（水のろ過用又は清浄用のもの）

分類理由

上部から水を入れ、フィルター（浄水用カートリッジ）を介してろ過水を得られることから、第 84.21 項の液体のろ過機又は清浄機として分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）